

ヒト胚等の取扱い方について

(石井美智子委員 説明資料)

1. 生殖補助医療

2000年12月

厚生科学審議会先端医療技術評価部会生殖補助医療技術に関する専門委員会
「精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療のあり方についての報告書」

2001年

厚生科学審議会生殖補助医療部会
法制審議会生殖補助医療関連親子法制部会

2. 胚の保護

(1) 人の始期

民法1条の3 私権の享有は出生に始まる
全部露出説 一部露出説(殺人罪 大判昭8.12.13)

(2) 胎児

死体解剖保存法1条 死体(妊娠4月以上の死胎を含む)死体損壊罪刑法190条
死産の届出に関する規定2条 死産とは妊娠4月以後における死児の出産

墮胎罪 刑法212~216条

判例 胎児の発育の程度を問わない(大判昭2.6.17)

人工妊娠中絶

母体保護法2条 胎児が母体外において、生命を保続することのできない時期・・・
1990年次官通知 妊娠22週未満

さらに、生殖補助医療の実施の過程で生成された胚の実験利用については、本専門委員会の検討の対象とはしなかったところであるが、生殖補助医療の過程で得られた胚の適正な利用、生殖補助医療に関する研究の適正な実施等の観点から、そうした問題についても検討がなされることが必要であると考えられることから、この問題についても、他の検討機関において別途検討がなされることが望まれる。

(樹立の用に供されるヒト胚に関する要件)

第六条 ヒトES細胞の樹立の用に供されるヒト胚は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- 一 生殖補助医療に用いる目的で作成されたヒト受精胚であって、当該目的に用いる予定がないもののうち、滅失させる意思が確認されているものであること。
- 二 ヒトES細胞の樹立の用に供されることについて、適切なインフォームド・コンセントを受けたものであること。
- 三 凍結保存されているものであること。
- 四 受精後十四日以内のものであること。ただし、凍結保存されている期間は、当該期間に算入しない。

(インフォームド・コンセントの手続)

第二十三条

- 五 ヒト受精胚を提供する夫婦(婚姻の届出をしている者に限る。)双方からインフォームド・コンセントを受けること。

精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療 のあり方についての報告書の概要

この概要ペーパーは、「精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療のあり方についての報告書」の内容を、「生殖補助医療技術に関する専門委員会」事務局（厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課）において要約したものである。

1. 非配偶者間生殖補助医療について

(1) 非配偶者間生殖補助医療を受ける条件について

子を欲しながら不妊症のために子をもつことができない法律上の夫婦に限る。

(2) 各非配偶者間生殖補助医療等の是非について

それを受けなければ妊娠できない夫婦に限って、以下の提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療（非配偶者間生殖医療）を受けることを容認する。

AID（提供精子による人工授精）

提供精子による体外受精

提供卵子による体外受精

胚の移植

代理懐胎（代理母・借り腹）

人を専ら生殖の手段として扱い、また、第三者に多大なリスクを負わせるものであり、さらには、生まれてくる子の福祉の観点から望ましくないため禁止する。

(3) 精子・卵子・胚を提供する条件等について

精子・卵子・胚の提供者の条件

精子提供者は、満 55 歳未満の成人とする。

卵子提供者は、既に子のいる成人に限り、満 35 歳未満とする。

精子・卵子・胚の提供者に対する対価

精子・卵子・胚の提供に係る金銭等の対価の授受を禁止する。ただし、精子・卵子・胚の提供に必要な実質相当分については提供者に支弁してもよい。

精子・卵子・胚の提供における匿名性の保持

精子・卵子・胚・を提供する場合には匿名とする。

姉妹姉妹からの精子・卵子・胚の提供（の特例）

他に提供者が存在しない場合であって、十分な説明・カウンセリングが行われ、金銭等の対価の供与がなく、子の福祉や提供者に対する心理的な圧力の観点から問題がないと公的管理運営機関が認めたときに限り、の特例として兄弟姉妹等の匿名性が保持できない者からの精子・卵子・胚の提供を認める。

書面による同意

非配偶者間生殖補助医療の実施及びそれに用いる精子・卵子・胚の提供に際しては事前に当事者夫婦の書面による同意を得なければならない。

十分な説明の実施・カウンセリングの機会の保障

非配偶者間生殖補助医療の実施及びそれに用いる精子・卵子・胚の提供に際しては、当事者夫婦に対して十分な説明を行い、カウンセリングの機会を保障しなければならない。

2. 規正方法及び条件整備について

(1) 規制方法

以下のものについては、罰則を伴う法律による規制を課す。

- ・ 営利目的での精子は・卵子・胚の授受・授受の斡錠
- ・ 代理懐胎のための施術・施術の斡術
- ・ 職務上知り得た人の秘密を正当な理由なく漏洩すること

上記を除き、1. の結論については、罰則を伴う法律による規制の対象とはせず、法律に基づく指針等規制の実効性を担保できる他の形態の規制を課す。

(2) 条件整備

親子関係の確定

以下の内容を法律に規定する。

- ・ 非配偶者間生殖補助医療により子を出産した者を、その子の母とする。
- ・ 妻が夫の同意を得て、非配偶者間生殖補助医療により出産した子は、その夫の子とする。
- ・ 精子・卵子・胚の提供者は、非配偶者間生殖補助医療により生まれた子の父母とされない。

出自を知る権利

非配偶者間生殖補助医療により生まれた子は、成人後、その子にかかる精子・卵子・胚の提供者の個人情報のうち、提供者を特定できず、かつ、提供者がその子に開示することを承認したものを知ることができる。

非配偶者間生殖補助医療により生まれた子は、結婚した場合に近親婚とならないことの確認を求めることができる。

非配偶者間生殖補助医療を行う医療施設の設定

公的審議機関の意見を聴いて国が定める基準により、国が指定した医療施設でなければ非配偶者間生殖補助医療を行うことはできない。

非配偶者間生殖補助医療の実施に関わる体制の整備

各生殖補助医療の利用に関して、必要な提言を行う公的審議機関を設ける。

非配偶者間生殖補助医療の実施に関する管理運営を行う公的管理運営機関を設ける。

3. 実施時期等

本報告書の結論を実施するために必要な制度の整備が遅くとも3年以内に行われることを求める。

上記に必要な制度の整備がなされるまでは、AID（提供精子による人工授精）以外の非配偶者間生殖補助医療は実施されるべきではない。

本報告者において容認することとされた非配偶者間生殖補助医療に実施の開始から一定期間経過後に、その実施状況やその時点における国民世論等を勘案しつつ、非配偶者間生殖補助医療のあり方（特に「兄弟姉等からの精子・卵子・胚の提供」及び「出自を知る権利」）について必要な見直しを行うべきである。

生殖補助医療部会の検討課題

検討課題 1

提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療の実施、精子・卵子・胚の提供の条件

提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を受けることができる者の条件
精子・卵子・胚を提供できる者の条件 等

検討課題 2

提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療の実施、精子・卵子・胚の提供までの手続きや実施医療施設・設備の基準

提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を受ける者、精子・卵子・胚の提供者等に対するインフォームド・コンセント、カウンセリングの具体的な内容
実施医療施設の施設・設備の基準 等

検討課題 3

管理体制

提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療に係る公的管理運営機関の選定・業務の具体的な内容

実施医療施設等の監督体制

生まれた子が知ることができる精子・卵子・胚の提供者の個人情報の管理方法 等

4
多様な生殖

		卵子	精子	懐胎
人工授精	AIH	妻	夫	妻
	(夫の死後)	妻	夫	妻
	AID	妻	D	妻
	代理母	D	夫	D
体外受精	夫婦間体外受精	妻	夫	妻
	(夫の死後)	妻	夫	妻
	(離婚後)	妻	夫	妻
	提供精子体外受精	妻	D	妻
	提供卵子体外受精	D	夫	妻
	胚提供	D1	D2	妻
	借腹	妻	夫	D
	(妻の死後)	妻	夫	D
	(離婚後)	妻	夫	D
	提供卵子借腹	D1	夫	D2
	提供精子借腹	妻	D1	D2
	提供胚借腹	D1	D2	D3
クローン	体細胞(妻) 体細胞(夫) 体細胞(子) 受精卵分割			

妻：子どもを欲する夫婦の妻
夫：子どもを欲する夫婦の夫

D：提供者

5

6